## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

## ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No	. 事	業	者 名	事 業 者 所 在 地	営業所名	営業 解所 在 地	近年 年	月	分日	処 分 <i>0</i> 内	の主容違	- 反	σ,	) 条	な	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違 反点数	北海道 運輸局 管内累 積点数
1	人	式会社吉田 番号943 70172 吉田円香	0001	北海道札幌市東区東苗穂10条1丁目2番 24号	本社営業所	北海道札幌市北区屯田4条3丁目1番10号	R7.	.8.22		輸送施設の使用停止(30日車) 及び文書警告	規	が自動 則第2 13件				令和6年5月29日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更認可義務違反[乗務員の休憩・睡眠協設の位置及び収容能力](施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画事後届出義務違反[営業所の位置](施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
2	ン	式会社ハビ (法人番号 01067 表者伊藤克	3430 216)	北海道札幌市東区東苗穂12条3丁目20番16号	本社営業所	北海道札幌市東区東苗穂12条3丁目20番16号	R7.	.8.27		事業停止(3日)及び輸送施設の 使用停止(187日車)	り食金件	:物自動 規則第 :	車運送 3条第	<u>€</u> 事業輔	俞送安 他3	令和7年3月27日及び令和7年4月16日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)酒気帯び連行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、(2)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条55項)、(3)乗務等の記録の改さん・不実記載(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録の改ざん・不実記載(安全規則第9条)	28	28
3	人	式会社松澤 番号846 04847 松澤宏和	0001	北海道釧路市星が浦南1丁目4番14号	本社営業所	北海道釧路市星が浦南1丁目4番14号	R7.	.8.27		輸送施設の使用停止(90日車) 及び文書警告		:物自動 規則第 :				令和6年7月24日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の違守義務違反(貨物) 動車運送事業輸送安全規則(以下下安全規則)人のある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記義義務違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第3条第5項)、(4)連転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督或者と第9年。 養務違反(安全規則第3条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記錄保存義務違反(安全規則第1項)、(5)使取時期第10条第1項)、(6)使支任規則第10条第1項)、(6)使支任規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する指導監督の記錄保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)報告義務違反(段別第23条第1項)、(9)報告義務違反(負物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9
	以	下余白																